

第3章 労働金庫のNPO施策

以下の例では、各金庫が行っているNPO施策のうち、先進的と思われるものを紹介する。

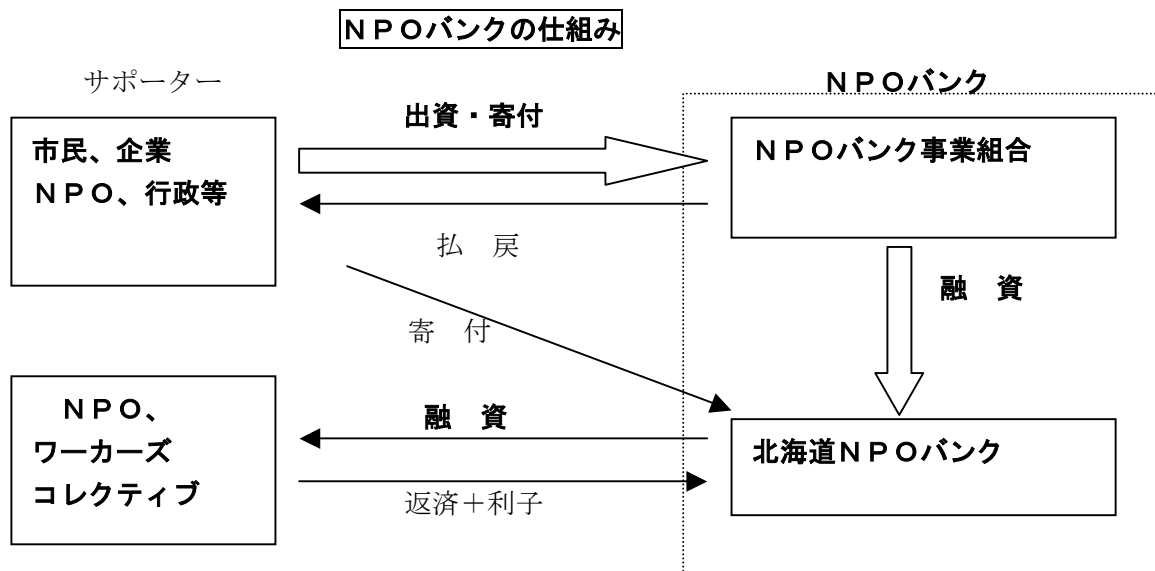
1. 北海道NPOバンクへの参画（北海道労働金庫）

（1）北海道NPOバンク設立と北海道労働金庫の参画

北海道NPOバンクは、2002年8月に設立されてから1年半が経過した。NPOバンクは、道民による道民のための市民活動を相互に支援する金融システムである。趣旨に賛同するNPO団体、企業または行政、市民から広く出資・寄付を募り、地域の課題解決や地域資源の活用など積極的に取り組むNPOなどの市民活動団体に融資を通じて支援するものである。

北海道労働金庫は、NPOバンク設立にあたりその中心団体となったNPO推進北海道会議からの要請に基づき、理事及び審査委員を派遣している。資金面では、設立直後に100万円の寄付を行った。（NPOバンク事業組合への出資の場合では、出資金として資産計上し、同事業組合の財務内容を含め個別の債権の回収可能性を毎年度自己査定する必要がある。同事業組合は、出資金を原資に北海道NPOバンクに資金提供（融資）し、同バンクは一般のNPO法人等に融資する制度であるため、査定には夫々融資の健全性を判断する必要があり、実務上困難な面があるため、支出の形態及び会計上の処理から最善策として「寄付金」とした。）また、北海道労働金庫本支店からのNPOバンク事業組合への出資金振込の際の振込手数料を免除し、出資金の募集活動に協力している。

（2）北海道NPOバンクの仕組みと現状



（注1）出資金については、元本保証されていない。また将来的に配当を支払うことも想定しているが、当分の間支払うことを予定していない。

NPOバンク事業組合は、北海道NPOバンクが非営利のNPO法人であり、出資を直接受けることができないため、出資金の受け皿として民法667条に基づいて設立された民法上の組合である。北海道NPOバンクは、事業組合より融資を受け、学識経験者、公認会計士、税理士やNPOの実務家、金庫職員等から構成される審査委員会が審査を行い、NPOやワーカーズコレクティブを対象に融資を行っ

ている。

融資条件としては、NPOバンク事業組合員（出資者＝最低1万円以上）であることと、事業目的に社会性があることである。融資限度額は200万円（2期以上の事業実績がある場合は、出資額×100倍、それ以外の場合は出資額×10倍の制限がある）、金利は年2％である。返済期間は1年以内で、元利一括返済又は元利均等毎月返済の選択ができる。

年4回の融資申込期間があり、これまで計5回の申込期間中で31件の融資申込があった。審査の結果、内25の団体に計4,160万円の新規融資を行ってきた。（2004年2月現在）

（注2）2004年8月末時点で申込期間は7回を数え、新規融資実行累計は35件、5,960万円となっている。

（3）今後の課題

上記の融資実績の通り、比較的利用しやすい融資制度であり、NPO団体からの評価は一定程度得られている様子である。ただ、現行の融資制度は、NPO団体のニーズには必ずしも対応できてはいない。例えば、介護福祉分野等の「事業型NPO」がつなぎ資金として融資を利用するには、融資限度額が低すぎる。また返済期間が最長1年というのは短すぎて、事業規模の小さい団体には利用しづらい。融資限度額を引き上げ、返済期間を延長するためには、原資をもっと増やす必要がある（2004年2月現在、出資・寄付金状況：NPO団体＝59団体、企業・団体＝9団体、行政＝2団体、個人＝125人、寄付金＋出資金＝計43,250,428円）。さらにNPO団体・行政・企業・一般市民に対して幅広く出資・寄付金の募集を呼びかけていく必要があるが、その広報・周知活動はまだ不十分である。

北海道労働金庫は、既に取り扱している「NPO事業サポートローン」とこのNPOバンクの融資制度が相互補完し合うことで、NPO団体の資金ニーズに応えていければよいと考えている。しかしながら、同金庫のNPOに対する融資はこれまで5件（2004年3月末現在）にとどまっている。同金庫が新たに取扱を開始した、札幌市との提携による「さっぽろ元気NPOサポートローン」を切り口として、審査ノウハウを蓄積し、NPOが融資を利用しやすくなるよう施策を進めることが期待される。

2. 「さっぽろ元気NPOサポートローン」（北海道労働金庫）

札幌市においては、市内中小企業の活性化を目的として「中小企業融資制度」を実施しているが、平成16年度から「札幌元気基金」を実施することにより、NPO事業を融資対象として加えた貸付制度を新設することとなった。

札幌市ではNPOに対する貸付実績が無いため、NPOに対する貸付実績のある北海道労働金庫に対し、標記制度の取扱要請、及び標記制度の骨格提示があった。

これらの経過を踏まえ、北海道労働金庫は、2004年6月1日、「さっぽろ元気NPOサポートローン」の取扱を開始した。

（1）経 過

ア 第1回目（2003年9月25日）

- ① 札幌市では平成16年度からスタートする「札幌元気基金」の方針において、中小零細企業のみならず、NPO事業まで対象を拡大し、融資制度を新設する予定である。
- ② 札幌市内においてNPOに対する貸付を行っている唯一の金融機関である北海道労働金庫に対し、「NPO事業サポートローン」の融資実績状況や融資制度概要のヒアリングが行われた。また、同金庫のNPOに対する貸付実績を勘案して、新設貸付制度の提携金融機関となるよう検討要請があった。
- ③ 北海道労働金庫は、実質的な立ち上げ資金等の申込みや、NPOに対する保証機関がないこと

等から、リスクおよび保全面を勘案する必要があるため、札幌市に対して利子補給や損失補償等を要請した。

イ 第2回目（2003年11月6日）

- ① 損失補償については、損失補償割合は未定ながら実施する旨回答を得た。
- ② 融資利率については2%以下とするよう要請を受けたが、制度骨格が未定な中、決定できない旨回答した。また、低金利貸付制度の実現に向けては、利子補給が検討事項の一つである旨回答した。

ウ 第3回目（2004年1月7日）

「さっぽろ元気NPOサポートローン」制度の骨格が完成し、概要について説明があった。

(2) 「さっぽろ元気NPOサポートローン」概要

ア 趣旨

中小企業や創業に挑戦する市民・NPOに必要な資金を供給する元気基金の一環として、NPOが金融機関から必要な融資を受けやすくなるよう支援を行う。（北海道労働金庫は提携金融機関として、労働金庫法の範囲内で融資を担当する。）

イ 対象団体

- ① 市内に主たる事務所を有する市民活動団体。（ワーカーズコレクティブ的な団体を含む）
- ② 原則、法人格が必要である。（つなぎ融資、または適当と認めた場合等、条件緩和の意向あり。）
- ③ 3年以上の活動実績が必要である。（つなぎ融資、または適当と認めた場合等、条件緩和の意向あり。）

ウ 融資限度額・期間

使 途	担 保	期 間	金 額
運転・開業資金	無担保(短期)	原則1年以内	5,000千円以内
	無担保(長期)	1年以上3年以内	
設備資金	無担保	5年以内	5,000千円以内
	有担保	10年以内	50,000千円以内

エ 保証

代表理事1名以上の連帯保証。

（その他事業内容によって、必要な連帯保証人を付す場合があり）

オ 金利

平成16年度札幌市設定予定金利 年2.00%

（注1）金利については、金融情勢を勘案して年度ごとに決定する。

カ 利子補給

札幌市設定金利と当庫設定金利の差額について、利子補給する。

キ 損失補償

運転資金（短期）	50%
----------	-----

その他	90%
-----	-----

ク 年度融資枠

使 途	予定件数	予定枠
運転・開業資金（短期）	25 件	125,000 千円
運転・開業資金（長期）、設備資金（無担保）	5 件	25,000 千円
設備資金（有担保）	1 件	50,000 千円
計	31 件	200,000 千円

（注2） 予定枠は、新規実績額として設定されている。（件数は目安）

ケ 預託金

当該制度に関する原資預託金はない。

コ 当該制度の金利については、札幌市から札幌市設定金利と金庫設定金利との差額が利子補給されることにより、北海道労働金庫の収益は確保される。

（3） NPO事業サポートローン（金庫プロパー）との比較

北海道労働金庫のNPO事業サポートローンとの制度比較は下記の通り。

	北海道労働金庫 NPO 事業サポートローン	さっぽろ元気NPOサポートローン
融資対象	1. 金庫の営業地区内に主たる事務所を有すること。 2. 法人格を有すること。 3. 原則として、法人格取得を含めて3年以上活動しており、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること。 なお、以下の①または②に該当する場合は、上記事業年数基準の対象外とする。 ① 事業年数が2年以上3年未満であるが、法人として2事業年度の決算が確定している場合。 ② 事業年数が2年未満であるが、法人として1事業年度の決算が確定しており、次のいずれかの条件を満たす場合。 イ. 介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けてから1年以上当該事業を継続して行っていること。 ロ. 交付が確実と認められる、国・自治体からの負担金・補助金、または財団法人等からの助成金等に係るつなぎ資金であって、1年以内の交付日を期限として返済確実であること。 ハ. 全額自金庫預金担保貸し出しであること。	1. 市内に主たる事務所を有する市民活動団体（ワーカーズコレクティブ的な団体を含む）。 2. 原則として、法人格が必要である。但し、つなぎ融資、または札幌市及び労働金庫が共に適当と認めた場合については、法人格未取得でも可とする。 3. 原則として、3年以上の活動実績が必要である。但し、つなぎ融資、または札幌市及び労働金庫が共に適当と認めた場合については、1年以上の活動実績があれば可とする。なお、立ち上げ資金については、札幌市及び労働金庫が共に認めた場合、活動実績を条件としない。
融資金額	[無担保] 原則として、一先あたり 500 万円以内とする。 [有担保] 原則として、一先あたり 5,000 万円以内とする。	
資金使途	[運転資金] 経常運転資金、増加運転資金、つなぎ資金、季節資金等。 [設備資金] 事務所等施設取得・増改築資金、事業用動産取得資金等。	[運転資金] 経常運転資金、増加運転資金、つなぎ資金、季節資金、開業資金等。 [設備資金] 事務所等施設取得・増改築資金、事業用動産取得資金等。
借入期間	[運転資金] 原則として、1年以内とする（最長3年以内）。 [設備資金] 無担保～原則として、5年以内とする。 有担保～原則として、10年以内とする。	
保証	[連帯保証人] NPO法人の理事（原則として3名以上）。 [担保提供者] 不動産、預金等の担保提供	[連帯保証人] NPO法人の代表理事1名以上。 [担保提供者] 不動産、預金等の担保提供者。

	者。	
損失補償		[運転資金・短期] 50% [その他] 90%
利子補給		札幌市設定金利（平成 16 年度・2%）と当庫設定金利の差額を利子補給する。

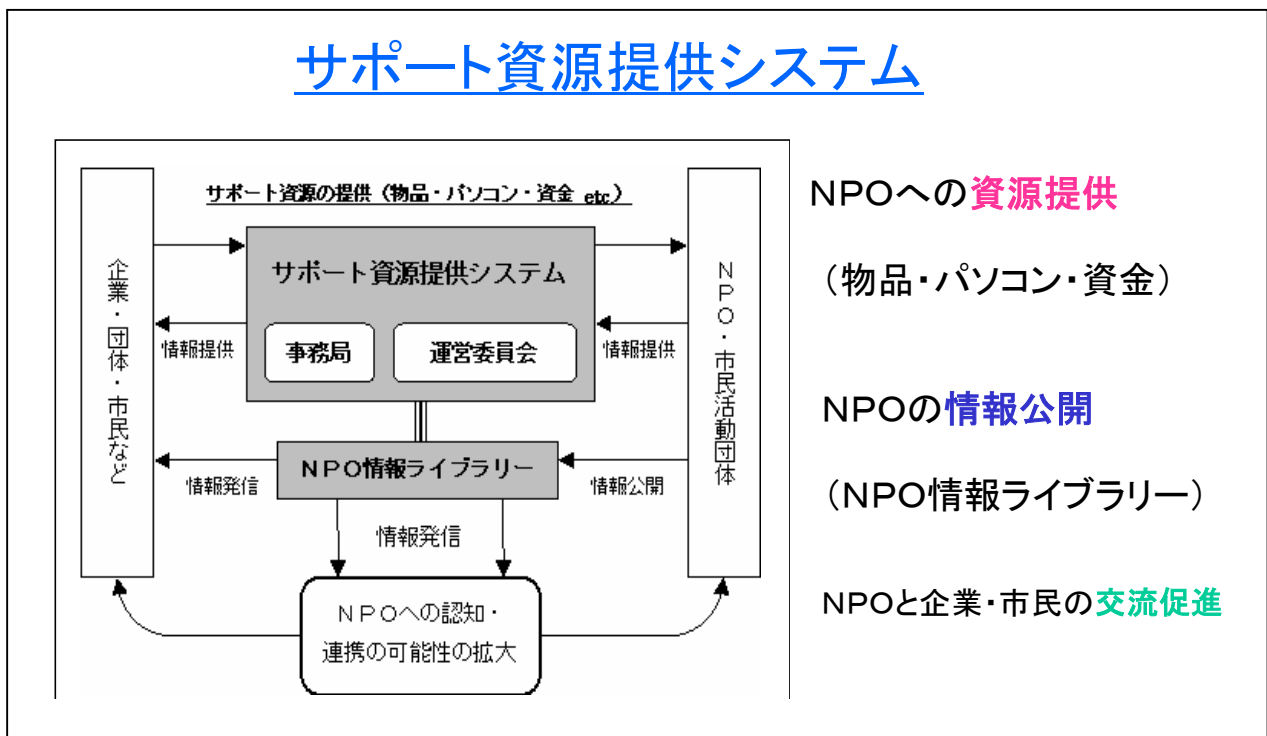
3. みんなファンド（東北労働金庫）

(1) 中間支援組織とのネットワーク～「せんだい・みやぎNPOセンター」との協働

①サポート資源提供システムへの参加

2002年7月に本格運用した本システムについては、旧宮城労働金庫は作業部会の段階から積極的に参加しており、現在は運用委員会のメンバーを構成している。

(注1) 以下の図は、東北労働金庫作成の資料による。



②運用実績（2000年9月～2003年9月までの3年間）

- 物品提供（オフィス什器、備品、消耗品等）
1,399点 ⇒ 373万円相当（中古市場価格）
- パソコン提供（中古パソコン、プリンター等）
151台 ⇒ 428万円相当（中古市場価格）
- 資金提供（2003年7月～地域貢献サポートファンドみんな）
501万円

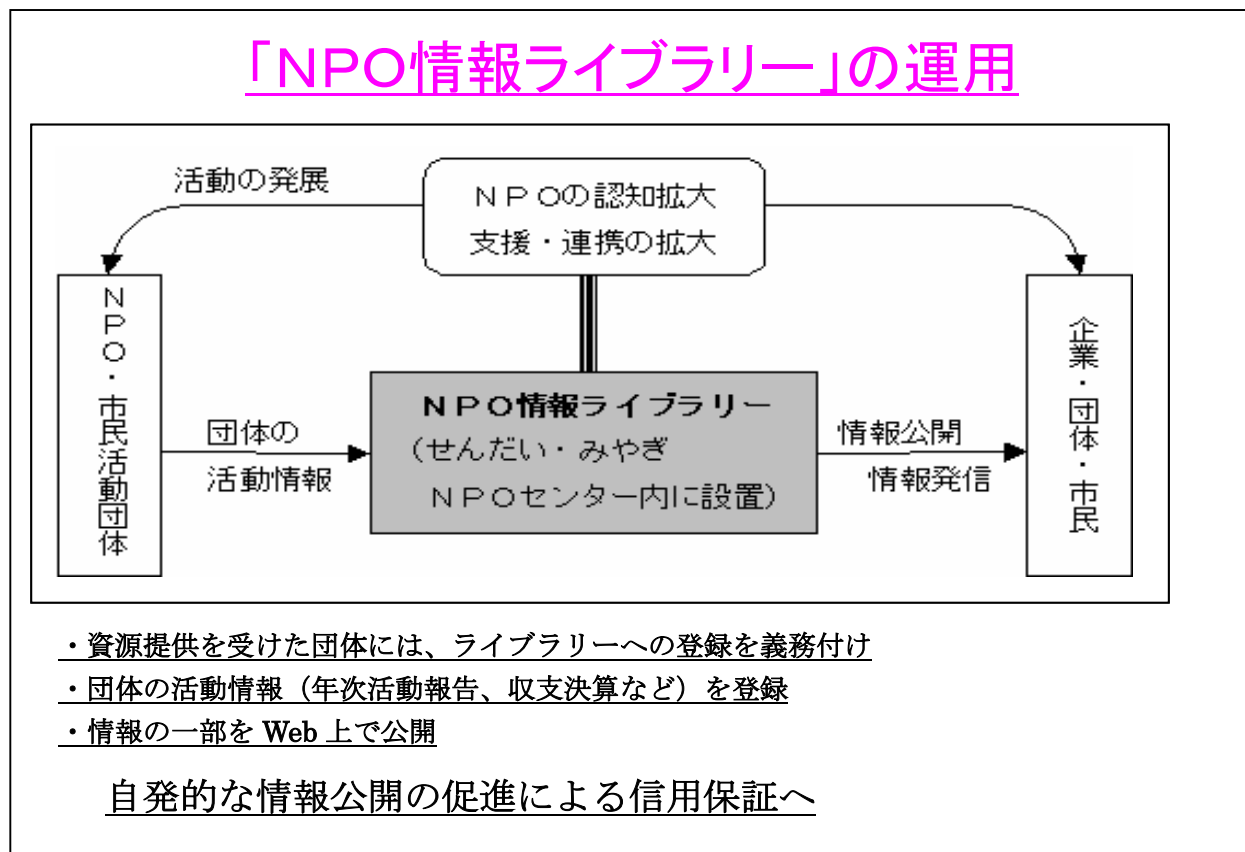
(注2) 501万円のうち

- 2001年11月 ⇒ 200万円 宮城労働金庫（50周年記念事業）
- 2003年9月 ⇒ 175万円 宮城労働金庫（地域貢献ファンド）

③「NPO情報ライブラリー」

2003年9月末現在の登録は87団体となっており、Web上で団体の概要や活動内容、財務内容等を確認可能となっている。

また、「ろうきん地域貢献ファンド」への申込に当っては、登録を義務付けており、助成事業の申請書の際は団体の情報源として活用している。

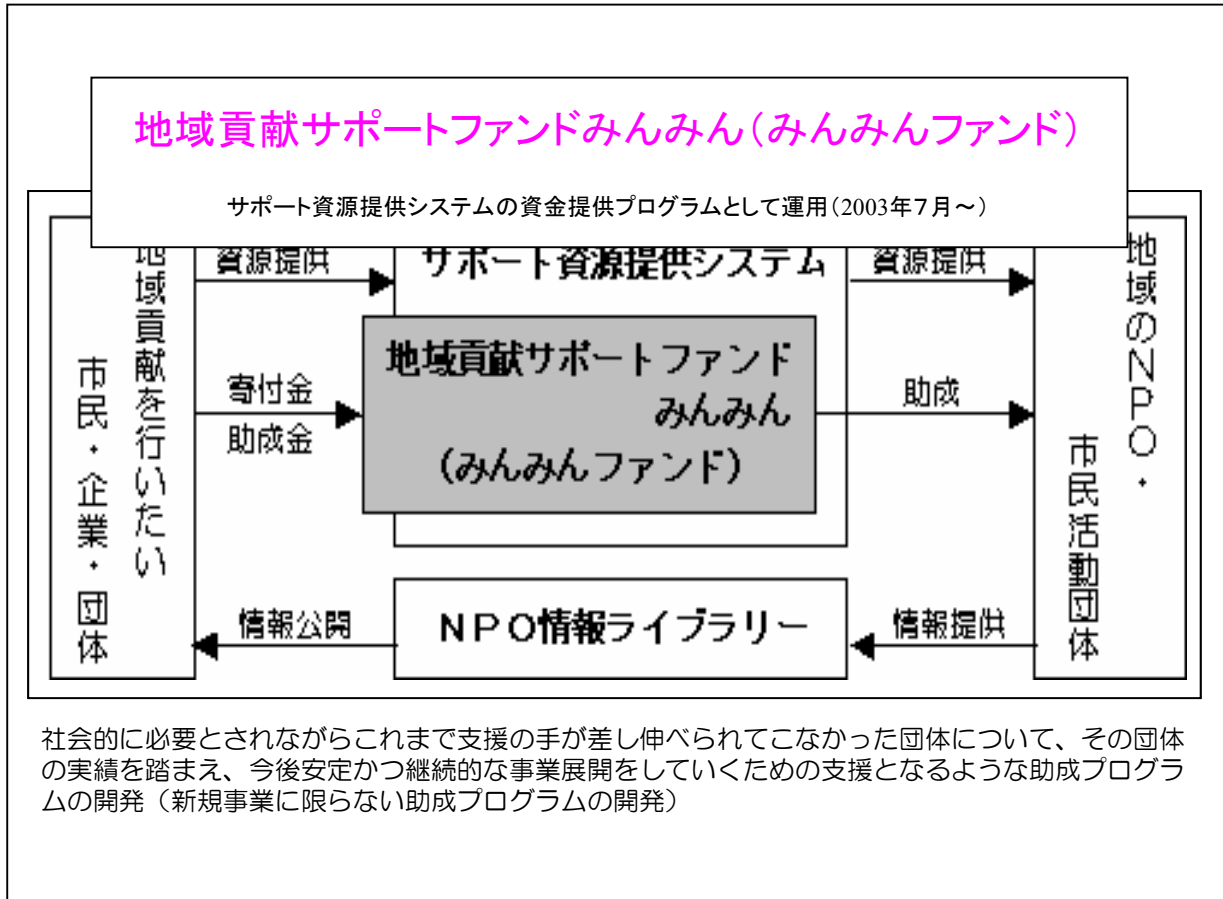


（注3）多様且つ先駆的に活動しているNPOにとっては、どれだけ情報公開しているかが問われている。本当のNPOを淘汰していくのは私たち市民である。

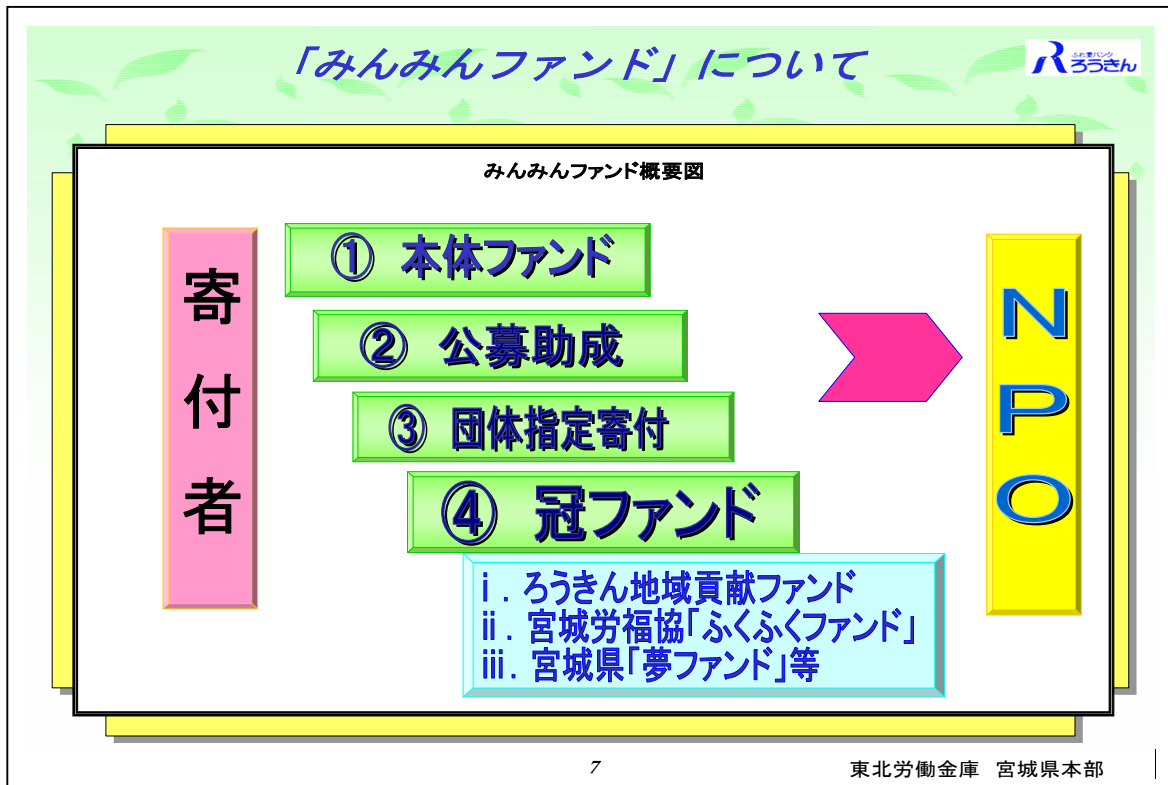
（注4）「ろうきん地域貢献ファンド」から助成金を受取った団体においては、事前の登録と事後の活動報告を義務付けている。

（注5）「NPO寄付システム」に参加した方にも寄付金の使途と活用効果を情報化している。

④ 「みんなファンド」の運営



⑤ 「みんなファンド」の構成図



(注6) 「ろうきん地域貢献ファンド」を参考に2004年4月宮城県も冠ファンドを設立。

(2) 「ろうきん地域貢献ファンド」の概要について

ア ろうきんの社会貢献プログラム（宮城県本部の・・・当面各県の事業を個別に継続する扱い）

(ア) 助成制度

市民活動の支援・育成をめざして「せんだい・みやぎNPOセンター」と協働で助成活動を行う。

(イ) 社会貢献定期預金「ろうきんNPOサポーターズ」

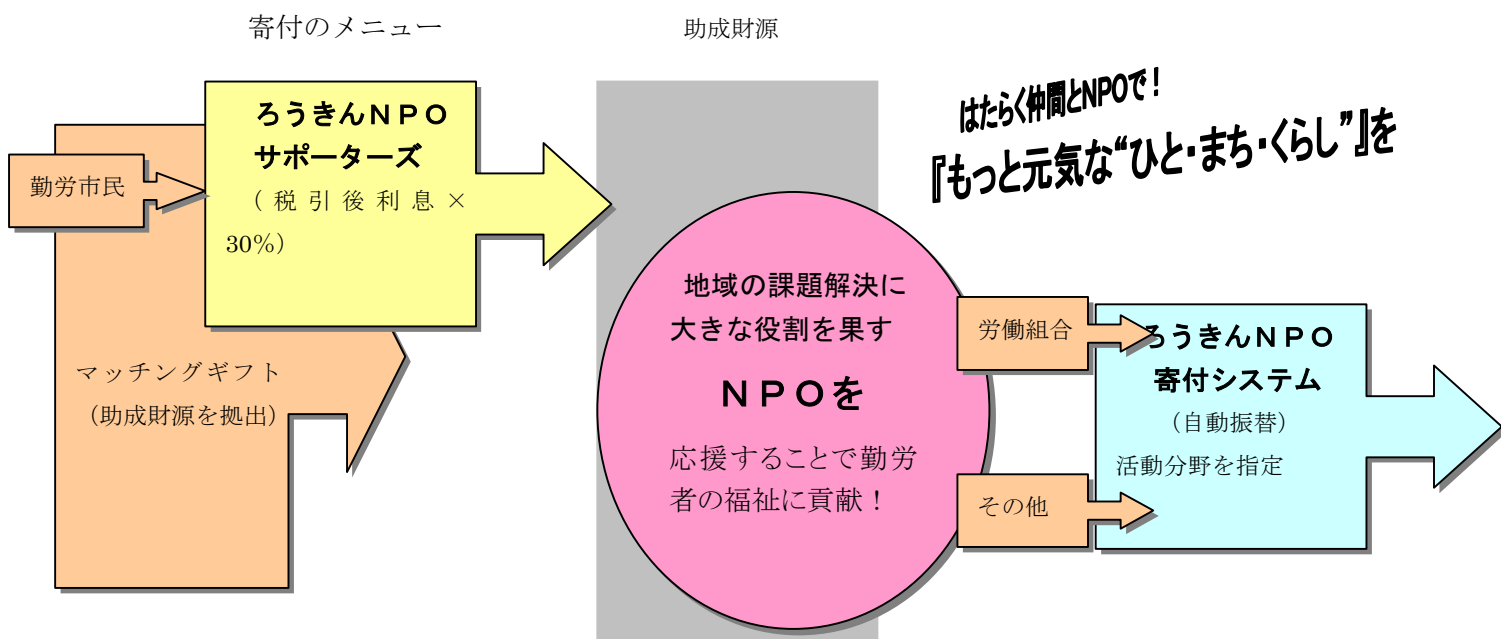
1年物の定期預金の税引後の満期利息（30%）をファンドの財源としNPOに助成する。

（注7）宮城県内の障害者施設の製品を景品として利用した。（総額150万円相当）

(ウ) NPO寄付システム

ろうきんの普通預金口座から自動振替で応援したい活動分野に一定金額を寄付する制度。

イ 「ろうきん地域貢献ファンド」のしくみ



ウ 2003年度の実績

(ア) 「ろうきんNPOサポーターズ」

2003年12月末現在の預金残高 ⇒ 26,236,129円

（注8）満期利息=7,870円⇒税引後利息=6,296円⇒30%⇒1,888円⇒「ろうきん地域貢献ファンド」へ

(イ) 「NPO寄付システム」

2003年12月末現在の年間寄付総額 ⇒ 64,200円

（注9）①福祉12,000円、②子ども6,200円、③環境10,000円、④まちづくり4,400円、

⑤国際協力5,600円、⑥人権・男女共同参画4,400円、⑦市民活動支援3,400円、

⑧おまかせ18,200円

(ウ) 2003 年度のファンドによる助成実績

参加団体と助成決定団体

団体名	事業概要	資金使途
移動サービス・ネット みやぎ	移動サービス活動の普及と技術向上のため情報収集・調査・研究	事務所の立上げ、技術講習会、研修会、シンポジウムの開催など
東北H I Vコミュニケーションズ	エイズに関する啓発・相談活動。電話相談、相談員の養成、演劇活動	①「10周年記念誌」の作成 ②記念誌を活用した「サポーター説明会」の開催
仙台ダルク	アルコール、薬物等の依存症に悩む人々のケアとその為の施設の運営	仙台ダルクセミナー「依存症と地域社会」の開催
キャプネット・みやぎ	子ども虐待に関する電話相談、調査研究、講演会の開催	電話相談員研修事業（外部講師を呼んで行なう）地域の保健士など組織外の専門家の参加も可
グループゆう	地域の高齢者・障害者向けの配食サービス。障害児等の放課後クラブ	「集まれ！若者パワー実行委員が開催するピーターパン収穫祭」の開催費用
宮城県断酒会	アルコール依存症からの回復厚生事業、啓発事業、作業所の運営	施設内パソコンのLAN構築。団体ホームページの開設費用。施設周辺地域向け瓦版の作成費用など
日本ガーディアンエンジェルス	繁華街を中心としたパトロール、青少年の非行防止活動。環境美化運動	落書き防止キャンペーンの展開。落書きの実態調査パトロール。落書き消しなど
ソキウスせんだい	精神障害者の作業所・グループホームの運営	今年 11 月開設の小規模作業所の立上げ資金
NPO・シャロームの会	精神障害者の就労支援活動	就労した精神障害者及び就労先の企業へのサポートを行なう「ジョブコーチ」の育成
せんだい杜の子ども劇場 2 1	地域の子どもの生の舞台鑑賞の機会を提供する。	子育てサポートの専用電話「ママパパライン」実施に向けた準備事業。相談員の研修。事業の告知費用

(注 10) 上位 5 団体には夫々申請額 30 万円の助成が決定した。

(注 11) 選考に漏れた 5 団体については、コピー用紙一箱と審査員特別賞として、各 5 万円が進呈された。

(注 12) 「NPO 寄付システム」からの助成額は 23,600 円となり、金庫が拠出したマッチングギフト分は、合計 1,476,400 円となった。

(注 13) 次回の助成金プログラムの開催に向け善意の寄付の輪をもっと広げていきたいと東北労働金庫は考えている。

4. 「大阪府コミュニティ・ビジネス創出支援融資制度」の取組み（近畿労働金庫）

近畿労働金庫では、平成 15 年 4 月から、大阪府とタイアップして、平成 15・16 年度の 2 年間の制度融資として標記制度をスタートさせた。

この制度は、審査の最終可否判断はあくまで金庫の専権事項としながら、大阪府の損失補償の仕組みを裏打ちにして、①立ち上げ資金の融資対象化、②保証人要件の一部緩和、を制度手当てしたもので、この間の NPO 事業サポートローンの制度上の課題を行政とのタイアップによって克服しようとするものである。金庫としては、この制度を通して、地域活性化に欠かせない金融機能の担い手としての労働金庫プレゼンスの向上や、労働行政を超えた幅広い領域での自治体との関係強化、さらに、自治体の企画担当者との協働関係づくりなど、この間の NPO 施策における「先行者利得」の優位性を活かして、コミュニティ・ビジネス（以下 CB）領域に新たに進出しようとする地銀、信金等の一歩先をいく施策として実施したものである。

制度内容は次ページの別表を参照。（平成 15 年度の融資実績は 4 件 1,280 万円）

CB は、高齢者への配食サービスや障害者福祉など地域の多様なニーズを事業化する試みとして政府、自治体、金融業態など各層から大きな注目を集めている。事業の主体は NPO から労働者協同組合、有限会社などさまざまだが、大阪府では、この CB 創出支援を地域活性化と雇用創出のための重点施策として位置づけ、平成 15、16 年

度の2年間、事業として市民起業家から企画を募り、先駆性・社会性等に優れた事業プランを選定して大阪府が1団体当たり百万円を助成することとなっている。さらに、この事業展開に当たり、各団体にとって喫緊の課題である「助成金だけでは賅えない、立上げ期を含めた資金需要」についての融資制度の導入が不可欠な枠組みとされ、双方でスキームづくりを開始し、標記制度として出発することとなったものである。労働金庫から言えば、損失補償の枠組みを引き出すことによって制度化が可能となった仕組み、大阪府から言えば労働金庫を「活用」することによって1,050万円の損失補償（15年度）によって約10倍近い1億円のCB融資枠を創出できる仕組みとなっている。

あらゆる自治体で地域活性化や雇用促進が課題とされ、その核としてNPO、CB支援が重点施策とされているなか、これらの仕組みづくりは、自治体との幅広い関係強化のための今日的な手法と捉えるところである。また、CBは、一方で、早期退職も含めて職場を離れた勤労者が地域貢献型の事業で自ら働く場を創出する動きでもあり、労働金庫として「勤労者の新しい働き方」を応援するものでもある。

今後、民間（市民・労働組合等）からの「損失補償の仕組み」等を組み合わせた新たな資金循環の仕組みづくり検討にも援用するなど、今回の枠組みをさらに発展的に捉えていきたいと考えている。

（別表）

「大阪府コミュニティ・ビジネス創出支援融資制度」の制度内容

項目	取扱内容	備考
対象となる団体	大阪府の「コミュニティ・ビジネス創出支援公募事業」に事業プランの公募を行い、選考委員会において融資申込資格ありとされた特定非営利活動法人（NPO法人）が対象となる。	* 融資利用資格の有無は、一次選考（書類選考）の結果通知とあわせて通知される。 * この通知があった団体は、「事業化奨励金」の対象となったか否かによらず、融資の利用申込みが可能。
審査	上記の対象となる団体について、融資審査は近畿労働金庫が行う。	* 審査の結果、希望に添えない場合がある。
資金使途	①運転資金 ②設備資金	* いずれも事業立上期の資金を含む。
融資総額	平成15年度につき、融資枠1億円	* 大阪府から70%の損失補償（デフォルト15%）が措置される。 ⇒ 1億×70%×15%=1,050万円
融資額	1法人当たり融資額最高400万円	
担保	無担保	
保証	法人代表者および連帯保証人1名の個人保証を立てる。	
融資金利	年1.95%（固定金利）	
返済期間	7年以内（運転資金は5年以内）	
申込受付	申込・相談受付場所 近畿労働金庫本部・地域共生課（当時） 電話 06-6942-1908	* 融資金交付等の最終的な取扱いは、近畿労働金庫の大阪府下営業店で取扱う。

2003年6月1日現在

5. ろうきんNPOパートナーシップ制度（近畿労働金庫）

近畿労働金庫の「NPOパートナーシップ制度」は、友の会（いきいき倶楽部）のシニア層や会員労組の組合員など、働く人たちの豊かな経験を、地域で頑張るNPOでのボランティア活動に役立てていただくものである。

金融サービスだけでない社会参加や生きがいがづくりの機会を顧客層に提供してろうきん活動の幅を広げるとともに、事業の協働を通して各府県のNPO支援機関との連携強化や、地域のNPO団体との広範なネットワークづくりにも活かす企画となっている。

2000年度からスタートしたが、4回の企画実施のなかで多くの活動参加を得ており、NPO・活動参加者からの共感度も高く、行政や他企業からも注目される取組みとなっている。

（1）制度の概略

労働金庫は、7月頃から友の会顧客宛の情報紙DMなどを活用して当制度の実施を案内する。活動希望者は、8月に実施する各府県ごとのボランティアセミナーへの参加などによって活動先を決め、9月から翌年2月までの間の希望期間、NPO現場でのボランティア活動に参加する。活動終了後には、報告・発表会を各地区で開催している。

近畿圏全域に渡るボランティア情報の集約や、個々の受入コーディネート等を労働金庫が直接行うのは現実的ではなく、この制度では、各府県のNPO支援機関にこれらさまざまなサポートを事業委託することによって、NPOとの協働型の企画として実践している。

なお、それぞれが参加し易い仕組みとするよう、労働金庫から一定の補助を実施している。（いずれも03年度。年度により改定）

- 活動参加者・・・活動1日当たり1,500円を補助（一人2万円が限度）
- 受入NPO団体・・・ボランティア活動参加者1人当たり2万円を受入補助
- 各支援機関・・・基本委託料、受入コーディネート費等を支払い

（2）事業委託した各府県の支援機関

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
滋賀	滋賀県労働者福祉協議会（協力：淡海ネットワークセンター）	滋賀県労働者福祉協議会（協力：淡海ネットワークセンター）	滋賀県労働者福祉協議会（協力：淡海ネットワークセンター）	滋賀県労働者福祉協議会（協力：淡海ネットワークセンター）
奈良	奈良NPOセンター準備会	奈良NPOセンター	奈良NPOセンター	奈良NPOセンター
京都	きょうとNPOセンター	きょうとNPOセンター	きょうとNPOセンター	きょうとNPOセンター
大阪	大阪ボランティア協会	大阪ボランティア協会	大阪ボランティア協会	大阪ボランティア協会
和歌山	市民活動ネットワーク和歌山（協力：和歌山県労働者福祉協議会）	わかやまNPOセンター（協力：和歌山県労働者福祉協議会）	わかやまNPOセンター（協力：和歌山県労働者福祉協議会）	わかやまNPOセンター（協力：和歌山県労働者福祉協議会）
兵庫	市民活動センター・神戸（協力：兵庫県勤労者ボランティアネット西播磨）	市民活動センター・神戸（協力：兵庫県勤労者ボランティアネット西播磨）	兵庫県労働者福祉協議会	兵庫県労働者福祉協議会
阪神		阪神NPOサミット	阪神NPO連絡協議会	阪神NPO連絡協議会

（3）ボランティアセミナーの開催状況

毎年、活動開始に先立ち、各地区でボランティアセミナーを開催。NPOやボランティアへの理解を深めていただくとともに、「お見合い」の場として活動先団体からのプレゼンテーションも実施している。

※ボランティアセミナー参加者数

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
滋賀	33	10	8	38
奈良	12		7	18
京都	18		70	15
大阪	2		2	26
和歌山	84	88	120	16
兵庫	46	30	14	12
阪神		13	12	27
合計	195	141	233	152

(4) 活動の状況

2000年度～2002年度の3年間は、活動参加者を概ね60才以上の定年退職者を対象とし、ろうきん友の会を中心に通信誌等で広報を行なってきた。2003年度からは、ろうきんグッドマナーキャンペーン（地域との共生）の取り組みの一環として、現役層にも対象者を拡大し、ろうきんレインボークラブ通信誌やFAXネット等での広報など、参加者募集を幅広く行なった結果、例年を大きく上回る69名の活動参加があり、活動参加申込者73名中40名が60才未満となった。

※参加団体・受入団体・活動参加者数

	参加団体数				受入団体数				活動参加者			
	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
滋賀	12	10	10	10	1	2		5	1	3		9
奈良	10	10	10	15	3	3	3	10	6	5	6	17
京都	10	7	10	14	6	2	5	6	10	4	8	8
大阪	24	10	10	11	2	1	1	9	2	2	1	13
和歌山	9	10	10	12	4	7	6	10	6	10	9	13
兵庫	17	10	10	7	4	6	1	0	5	8	2	0
阪神		7	9	11		4	4	5		5	7	9
合計	82	64	69	80	20	25	20	45	30	37	33	69

(5) 成果・課題

会員労組や友の会の方々と地域のNPOの「現場」とを具体的につなぐ企画であること、NPOとの協働を深めながら近畿圏全域と言う広域のボランティア企画を有効に機能させていることなど、この制度は労働金庫のネットワークと資源を活かして地域プレゼンスを高める実践的な仕組みであると、近畿労働金庫は捉えている。さらに近畿労働金庫は、会員労組基盤への広報を強めることで、地域の労働金庫推進機構活動の活性化など、現場の労働金庫運動充実、営業力総合強化に活かすことをめざしていきたいと考えているところである。

6. 各種手数料の免除制度（四国労働金庫）

（1）「各種手数料の免除制度」の制度内容の概要

四国労働金庫の社会貢献活動「各種手数料の免除制度」は、申請されたNPO・ボランティア団体等について審査を行い、同金庫が承認した団体について、為替手数料や一般業務手数料の金融取引に係る手数料を免除することにより、活動を支援するための制度である。

（ア）各種手数料の免除取引の範囲

① 為替手数料（仕向のみ）の免除

免除承認団体が、当金庫営業店より、団体の活動に関する資金を全国の労働金庫や他金融機関（日本国内に限る）へ振込する際の為替手数料について全額免除する。

② 一般業務手数料の免除

一般業務手数料のうち、下記の手数料について免除する。

免除する一般業務手数料の項目		手数料
預金の通帳・証書再発行手数料		525 円
証明書発行手数料（残高証明書）		210 円
保護預り手数料	封緘方式（保管袋 1 個あたり）	525 円
	公共債預り料	年間 1,260 円
	披封方式（ご契約者 1 人あたり）	年間 525 円
自動送金手数料（取扱手数料）		52 円

（イ）免除対象団体

四国内に所在するNPO法人・社会福祉法人・その他住民の福祉の増進を図ることを目的とする法人並び任意団体である。（但し、反社会的な行為や宗教活動・政治活動を活動の目的としていないこと。）

（ウ）免除期間

申請承認後、毎年 3 月末まで免除する。

ただし、引き続き免除制度の利用を希望する団体は、改めて申請することにより、更新できる。

（エ）申請時期

通年受付している。

（2）本制度導入の経緯

四国労働金庫発足前に、「NPO事業サポートローン」の導入について旧 4 金庫担当者（企画担当者）間で検討していたが、新金庫の課題として持ち越された。

2001 年 7 月より（新金庫発足後）、「NPO事業サポートローン」と、統合成果の発揮として「新たな社会貢献活動」に取り組むことが確認されたのを受けて、両方の課題について検討を開始した。「NPO事業サポートローン」については、社会貢献活動とは別に、本来の金融業務との位置付けから検討した結果、当面、制定化をせず、融資制度以外でのNPO・ボランティア団体等への支援事業を社会貢献活動として整理し、その取り組みを先行実施することにした。

理由としては、これまでNPOとの関係がほとんど無く、四国地区のNPO法人の実態調査からは、小規模の団体が多く、融資相談もほとんど無く、それほど四国地区においては融資のニーズは高くはないとの判断となった。それよりも、NPO・ボランティア団体の支援を目的とした社会貢献活動を通して、活動実態の把握とNPO等との関係構築の方を優先的に取り組む必要があるとの判断からである。

そして、社会貢献活動については、「社会貢献活動基金」を創設し、基金運営委員会（金庫役職員で構成）で毎年の取組方針を策定することにした。当面の具体的な取り組み内容は、直接金銭的支援策として「助成金制度」を、本来の金融業務面からの支援として「各種手数料の免除制度」、その他の支援として「金庫施設等を活用した支援」（NPO・ボランティア団体へ金庫会議室の提供制度の制定、使用済み切手・テレカ、ロータスクーポン並びに外国コインの収集ボックスを各営業店窓口に設置し、収

集活動への協力と教宣活動を行う取り組み)とした。

併せて、職員のボランティア活動を促進するために、「ボランティア休暇・休職制度」を導入した。

(3) 本制度において工夫した点

本制度の特徴は、為替手数料の免除扱いを、他金融機関への振込についても適用する点である。

この点については、当初は、「免除」ではなく「減免」にする案もあったが、「減免」では支援効果が下がるだけではなく、営業店の事務においても複雑化することから、思い切って「免除」とした。

実際の運用では、為替取引に関しては、免除承認した団体に管理番号を付して、為替取引の内容と免除手数料額を団体毎に管理するシステムを導入している。

(4) 本制度の評価

本制度を導入した 2001 年度に 3 団体よりの申請があり承認（更新し現在も利用している）したが、以降に新たな団体からの申請はない。

原因としては、教宣不足と思われる。（ホームページの社会貢献活動ページの中で紹介しているのみ。）今後の対策として、四国労働金庫は中間支援組織を通じた広報活動に取り組みたいと考えている。

また、NPO・ボランティア団体等からは、会費や寄附を集め易いシステム作りの要望があり、今後検討していきたいと考えている。

7. NPO自動寄付システム「NPOサポーターズ」（九州労働金庫）

九州労働金庫のNPO寄付システムは、標記のとおり、NPO自動寄付システム「NPOサポーターズ」（以下「本制度」という。）と呼ぶ。

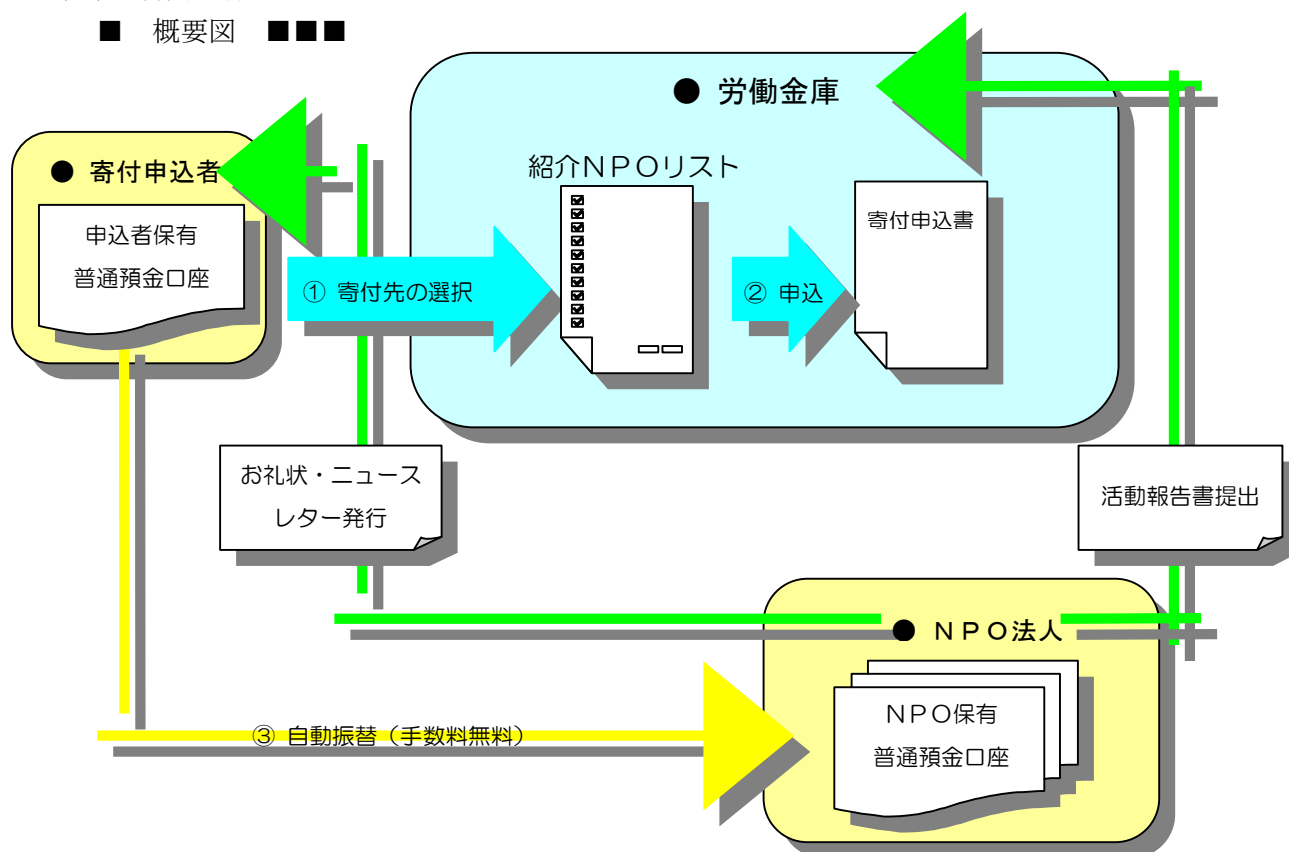
同金庫の本制度導入は 2003 年 6 月 2 日と日が浅く業態ではもっとも後発である。同金庫が本制度どころかNPOの支援そのものについて検討を始めて間もない 2002 年 7 月 26 日時点（第 2 回ろうきんNPO協働研究会）においてすでに 21 金庫（当時）中 6 金庫（北海道・宮城（当時）・東海・近畿・広島（当時）・沖縄）がこのNPO寄付システムを導入しており、制度的には完成版であったことから、制度導入にあたってそのノウハウを拝借したことが、その後同金庫において先達が経験したであろう労苦を殆んど体験することなく短期間のうちに本制度の導入を実現できた要因である。

ところで、同金庫のNPO支援施策は今のところ本制度のほかに、ボランティア預金からの寄付金を原資の一部とする「NPO助成制度」、会費や寄付金の受入れを援助する「NPO振込手数料免除制度」、NPOの資金ニーズに応える「NPO事業サポートローン」がある。さらに 2004 年度にはNPOの人的ニーズに応える「NPOパートナーシップ制度」の導入を予定している。

このように、本制度は同金庫のNPO支援施策のひとつであって全部ではない。したがって、本制度導入の経緯を紹介するには、そもそも論として「なぜNPOを支援するのか」から説明しなければならないのであるが、本旨が事例紹介であるためその辺りの説明については省略させていただく。ただ、担当部署の「他金庫でやれることが自金庫できぬはずはない」という信念で、業態で取り組まれている施策をすべて導入しようとした意気込みが、九州の地において本制度もどうにか実現させることができた要因のひとつであろうと考える。

(1) 制度内容

■ 概要図 ■■■■



① 労働金庫が各地区のNPOサポートセンターなどから推薦された団体を「紹介NPOリスト」にまとめお客様（会員・構成員）に提供します。お客様は、その紹介NPOリスト登録団体の中からサポーターになりたい団体を選んで労働金庫に寄付を申し込む。あとは労働金庫が定額自振のシステムを使ってお客様の口座から指定先団体の保有口座へ寄付金を振替えるというものである。寄付を受けた団体には寄付者へお礼状を兼ねてニュースレターの送付を義務付けている。

② 寄付金は、寄付者の申し込んだ任意の額（100円×n）が、寄付者の普通預金口座から、寄付者の指定した日（毎月 or ボーナス併用 or 毎年コースなど設定可）に引き落とされ、寄付者の指定する団体の普通預金口座へ振り込まれる。

九州労働金庫が本制度において目的としているところは、お客様に身近な地域社会の課題の存在とそれを担っているNPOの存在を知らせることや、お客様のボランティアな行為に応えられる信頼できる寄付先を紹介することなどを通じて、広く市民活動の健全な発展に寄与（寄付文化の醸成も含めて）しようとするものであり、それをNPO（NPOサポートセンターや紹介NPOリスト登録団体）と協働して行おうとするものである。

もちろん、紹介NPOリスト登録団体にとっても、広報活動や会費徴収の肩代わりシステムとして、さらには小額といえども安定財源の確保につながるものでもある。

(2) 立ち上げ時の工夫

九州労働金庫の場合、NPO支援施策の企画・立案部署（総合企画部）と制度の立ち上げ・運用部署（各県本部に事務局を設置）が異なる。となると、どんなにNPO寄付システム自体の完成度が高くても、現実の問題として、紹介NPOの選定を担当する県本部事務局にこれまでNPOと意識して接触した経験がないことでの苦労が予見された。そこで、紹介NPO選定までの手順を簡単にまとめ

たマニュアルを策定したり、事務局メンバーからの進捗状況の報告を他の県本部の事務局メンバーへ情報提供したりと、可能な限り現場での選定作業がスムーズに運ぶよう努めた。

(3) 制度に対する評価・反応

本制度導入時には、九州労働金庫の会員・組合を積極的に訪問して回って、本制度への取り組みと当該団体への支援を訴えた紹介NPOリスト登録団体も見られたが、九州労働金庫側の取り組み自体の弱さとして会員・組合への教宣を徹底したり社会的な浸透を図る努力が半端であったことから、大きなムーブメントを巻き起こすまでには至っていない。

また、紹介NPOリスト登録団体が寄付者に対して送付したお礼状や同金庫への年賀状等には制度に対する直接的なコメントは触れられていないため、登録団体が本制度をどのように評価しているのかも把握できていない。

いずれにしても、制度導入から1年も経ていないため、今後の取り組み次第ということではある。